

「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰 推薦に当たってのQ & A (令和2年度)

Q 1 : 要項上の表彰の対象となる「地域学校協働活動」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 1 : 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民等（地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等）の参画により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの学びや成長を支え、地域を創生する活動を指し、学びによるまちづくり、地域人材育成、学校支援活動（授業補助、環境整備、登下校の見守り等）、学習が遅れがちな生徒を対象とした学習支援活動や放課後に安心・安全な居場所づくりや体験機会の提供を行う支援活動、民間企業や団体など外部人材を活用した教育支援活動等を有機的に連動させ、総合的に広い視野で推進していることを想定しています。

Q 2 : 表彰の対象となる地域学校協働活動に関係する学校は、必ず地教行法第47条の5に基づく「コミュニティ・スクール」でなければならないのか。自治体独自で推進する仕組み（例：「〇〇型コミュニティ・スクール」など）と連動した地域学校協働活動は表彰の対象から外れるのか。

A 2 : 平成29年3月の地教行法改正により、学校運営協議会の設置については教育委員会の努力義務となったこと、また、社会教育法上の「地域学校協働活動推進員等」が学校運営協議会の委員として入ることが明記されたことを鑑み、地域学校協働活動に関係する学校は地教行法に基づく「学校運営協議会」が既に設置されているか、もしくは設置の予定があることを要件としています。このため、学校運営協議会の設置に向けた具体的な動きがある場合には表彰の対象となりえます。

Q 3 : 個人や運営を委託している団体は表彰の対象となりうるか。

A 3 : 表彰の対象は、地域と学校の連携・協働により行われている地域学校協働活動そのものです。活動に関わる個人や、市町村等から運営の委託等を受けている法人や団体、また、事業の実施主体である地方公共団体や教育委員会は表彰の対象にはなりません。

それに伴い、表彰状の宛先は、例えば「△△中学校地域学校協働本部」、「〇〇小学校 学校応援団」などになります。

Q 4 : PTA活動は、表彰対象から除外することだが、PTAが含まれる活動は全て対象から外れるのか。

A 4 : 本表彰では、学校支援活動などの「地域学校協働活動」そのものを表彰するものです。よって、その活動を担う方々にPTAの方々が含まれていても当然表彰の対象となります。

しかし、別の表彰制度があることから、PTA又はPTA活動そのものは、本表彰の対象とはしません。

Q 5 : 要項における全ての表彰基準を満たした「地域学校協働活動」でないと推薦できないのか。

A 5 : 要項上、表彰基準にある「(1) 組織、運営」、及び「(2) 活動」は、表彰の対象とすべき活動の最低限の基準を示したものですので、それぞれの要件について、明確に欠格している、問題があるということであれば、対象から除外してください。各自治体で開催する選考委員会においては、評価基準に基づき、域内の他の活動と比して優れているかを判断いただき、他の模範と認められる活動を行っているかと判断した活動を推薦願います。

Q 6 : 表彰基準(1)にある「目標を共有する」のは、必ず学校運営協議会の場でなければならないか。

A 6 : 学校運営協議会の設置を予定している学校における地域学校協働活動も表彰の対象としているため、目標を共有する場合は、現段階では必ずしも学校運営協議会である必要はありませんが、どのように目標を共有しているかは、別紙2の活動の概要・経緯等にご記入ください。

ただし、平成29年3月の地教行法の改正により、学校運営協議会において、「学校運営への必要な支援についても協議する」ことが追加され、また、地域学校協働活動推進員等の「学校運営に資する活動を行う者が委員として追加」されたことから、今後は、学校運営協議会が目標を共有する場としての役割と機能を果たしていくことが想定されます。

Q 7 : 表彰基準(2)でいう、「総合的かつ継続的に」とは、どのようなことを指すのか。

A 7 : 「総合的に」とは、地域学校協働活動推進員等の調整のもと、「A1」に記載したような多様な活動を有機的に連動させ、将来構想・目標を踏まえて広い視野で推進していることを想定しています。ただし、現時点で多様な(複数の)活動を実施していないものであっても、例えば、放課後の居場所づくりといった既存の活動をベースに、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」に向けて、広い視野を持って推進している地域学校協働活動は表彰の対象となります。

「継続的に」とは、活動の成果や課題について毎年度評価を行い、その結果を次年度の活動計画や予算に反映させるなど、PDCAサイクルを構築していることや、ボランティアの確保や多くの地域住民等が参画するための仕組みづくりを行うなど、持続可能な地域学校協働活動の実施に向けた工夫を行っているもの等を想定しています。

Q 8 : 「地域学校協働本部」が整備されていない場合でも表彰の対象となるのか。

A 8 : 必ずしも「地域学校協働本部」という名称で行われている必要はありませんが、A1の趣旨に基づき、「地域学校協働活動」が行われており、要項上の表彰基準にあるように地域学校協働活動推進員等の調整のもと、総合的かつ継続的に行われている活動であることを要件とします。

なお、従来の学校支援地域本部等として行われている活動についても、表彰の要件を満たしているものは対象に含まれます。

Q 9 : 地域学校協働活動の対象となる学校種は何か。

A 9 : 対象となる学校種は、原則、公立の幼稚園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校とします。

Q10： 地域学校協働活動は学校内で行われる活動に限るのか。

A10： Q1の趣旨に合致したものであれば、必ずしも、学校施設内での取組に限定するものではありません。

例えば、学校内で学習支援活動が行われていて、その他に学校に近接した公民館で、地域と学校が連携・協働した「放課後子供教室」が行われていて、コーディネーターがその2つの活動をつなぐ役割を果たしている等、他の模範となる活動と判断される場合は、本表彰の対象となり得ます。

Q11：「地域学校協働活動」は、国の補助事業を受けた活動でないといけないのか。

A11： 国の補助を受けているか否かについては問いません。また、文部科学省内での審査に影響するものでもありません。

Q12： 要項の第3条で、「高等学校、中等教育学校、特別支援学校と地域が連携・協働して行っている地域学校協働活動については、上記件数に加えて1件推薦することができる。」とあるが、高等学校は1件しか推薦できないのか。

A12： 2件以上推薦できます。

例えば、県にあっては3件以内の申請のうち1件を高等学校と連携・協働している地域学校協働活動とし、加える1件を別の高等学校と連携・協働している地域学校協働活動とすることで、これらの2件を合わせて、計4件まで申請できます。

Q13： 要項上、選考に当たっては関係者からなる選考委員会を設けて審査する必要があるが、関係者とはどのような人を指すのか。

A13： 関係者とは、都道府県等の教育委員会をはじめとした関係部局の職員、域内の大学等の学識者、社会教育団体の役員等、事業に精通している方等を想定しています。

ただし、事業を実施している市町村の行政担当者、当該学校の学校長、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等については、公正な審査が行われていないのではないかと対外的に疑念を持たれる可能性があるため、注意が必要です。

Q14： 選考委員会の方々に対する謝礼等の経費は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金の対象にできるのか。

A14： 選考委員の方々への審査謝金や旅費、また選考委員会の会議費等の経費については、原則として、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の対象外ですが、推進委員会（指定都市、中核市にあっては運営委員会）の一環として実施する場合は委員会（協議会）経費として支出することは可能です。

Q15： 推薦書の基本データの記載について、その学校区で実施している全ての活動を記載する必要があるか。

A15： 表彰の対象は「地域学校協働活動」そのものです。地域学校協働活動の一環として取り組んでいる活動については、全ての基本データを記載願います。